

## 平成 29 年度上市町全体財務書類 注記

### <対象年度>

平成 29 年度（決算）

- ・貸借対照表の基準日

平成 30 年 3 月 31 日

- ・行政コスト計算書等の基準期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

\*出納整理期間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日）を有する  
会計においては、その期間中の会計処理も基準期間に含むものとして  
処理しています。

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な一部の資産は備忘価額 1 円としています。

- ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

- ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

- ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般会計……………個別法による原価法

病院事業会計……………先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 10年～60年

物品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（原則、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、原則、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、富山県市町村総合事務組合に対する積立金相当額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（原則、リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物（預金等）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業法を適用する特別会計については、税抜方式によっ  
ています。

2 重要な会計方針の変更等

特にありません。

3 重要な後発事象

特にありません。

4 偶発債務

特にありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲

全体財務書類の対象範囲は、次のとおりです。

一般会計

土地取得事業特別会計

墓地公園事業特別会計

地域開発事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

下水道事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

水道事業会計（地方公営企業法適用）

病院事業会計（地方公営企業法適用）

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定に基づく出納整理期間を設けている会計  
においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数を  
もって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けて会計と  
の間で、出納整理期間中に現金の受払い等があった場合は、原則、現金の受  
払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合  
があります。

(4) 売却可能資産は、計上しておりません。